

○新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例

昭和58年3月31日

条例第2号

改正 昭和59年12月22日条例第24号

平成10年6月22日条例第22号

平成17年3月31日条例第28号

(題名改称)

平成18年3月28日条例第7号

平成18年9月26日条例第34号

平成20年3月28日条例第17号

平成20年6月27日条例第24号

平成21年3月26日条例第13号

平成22年3月26日条例第8号

平成23年3月28日条例第4号

平成24年3月28日条例第12号

平成25年3月26日条例第12号

平成26年9月26日条例第38号

平成28年12月19日条例第45号

平成30年3月26日条例第8号

平成30年9月25日条例第39号

令和2年12月18日条例第50号

令和4年6月17日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者が負担する医療費の全部又は一部（以下「医療費」という。）を支給することにより、重度心身障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平17条例28・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障がい者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障がい者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障がいを有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で定める「（A）」、「A」又は「B」の障がいを有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障がい者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に定める1級の障がいを有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障がいの状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けたもの
- (5) 75歳以上の者であつて、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたもの
(平10条例22・平17条例28・平18条例7・平18条例34・平20条例17・平22条例8・平25条例12・平26条例38・一部改正)

(対象者)

第3条 この条例による医療費の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める社会保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障がい者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）

ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社

- 会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者
- イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者
- ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
- エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者
- オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障がい者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
- カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれにも該当しないもの
- （ア） 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に対象者の保護者であつた者（この項において「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していたもの
- （イ） 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの
- （ウ） 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの
- （エ） 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の所在地が本市内にあるもの
- キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住

所を有するものとみなされる者

ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者

(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障がい福祉サービス等又は基準該当障がい福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（第6号において「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障がい福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている障がい者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法第24条の2第1項の規定による障がい児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障がい児入所施設等に入所している者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していたもの

イ 対象者が18歳以上の者であつて、満18歳となる日の前日に、保護者であつた者がいない場合若しくは住所を有しない場合又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合において、対象者の所在が本市内にあつたもの

ウ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が障がい児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの

エ 対象者が18歳未満の者であつて、対象者の保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、当該保護者の現在地が本市内にあるもの

(8) 国民健康保険法第116条の2の規定により、本市内に住所を有するものとみなされる者

(9) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市内に住所を有するものとみなされていたもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

(3) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(4) 重度心身障がい者となつた年齢が65歳以上の者（前条第4号又は第5号に規定する重度心身障がい者であつて、満65歳となる日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障がいの状態にある旨の市長の認定を受けたものを除く。）

（昭59条例24・平10条例22・平17条例28・平18条例7・平18条例34・平20条例17・平20条例24・平21条例13・

平24条例12・平25条例12・平26条例38・平28条例45・
平30条例8・一部改正)

(医療費の支給)

第4条 市は、対象者に係る医療について、医療保険各法による被保険者等が、医療保険各法の規定により負担すべき費用の額から法令又はそれに準じる規定による給付の額、付加給付の額並びに食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を控除した額（以下「一部負担金等」という。）について、対象者に支給するものとする。ただし、第2条第3号に規定する重度心身障がい者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金等を除く。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額については支給の対象としない。

(昭59条例24・平17条例28・平18条例34・平20条例17・
平20条例24・平23条例4・平26条例38・令2条例50・一部
改正)

(支給の制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、対象者の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第4条に規定する所得をいう。以下この項において同じ。）の額が、当該対象者が次条第1項の規定による申請をした日の属する年の前年（当該申請をした日の属する月が1月から9月までの場合は、前々年）について、政令第7条に規定する額を超える場合は、医療費を支給しない。この場合において、当該所得の額の計算方法については、政令第5条の規定を準用する。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の9月30日までに当該対象者が受けた医療に係る医療費の支給については、前項の規定は、適用しない。

(平30条例39・追加)

(受給資格の登録)

第6条 医療費の支給を受けようとする者は、規則で定める申請書を提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があつた場合において、申請者が対象者に該当すると認めるときは当該申請者を受給資格を有する者として登録するものとし、認めないときは規則で定めるところにより当該申請者にその旨を通知するものとする。

(平30条例39・旧第5条線下・一部改正)

(受給者証の交付)

第7条 市長は、前条第2項の規定により登録した者(次項、次条及び第10条において「受給資格登録者」という。)のうち第5条第1項の規定の適用を受けない者に受給者証を交付するものとする。

2 受給資格登録者が第5条第1項の規定の適用を受ける者であるときは、規則で定めるところにより、受給者証を交付しない旨を当該受給資格登録者に通知するものとする。

(平18条例7・平20条例17・一部改正、平30条例39・旧第6条線下・一部改正)

(受給者証の提示)

第8条 前条第1項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格登録者(次条及び第12条において「受給者」という。)は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、医療保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等又は被扶養者であることの確認を受けるとともに受給者証を提示しなければならない。

(平10条例22・平18条例7・平20条例17・一部改正、平30条例39・旧第7条線下・一部改正、令4条例28・一部改正)

(支給の方法)

第9条 医療費の支給は、受給者又はその保護者(受給者を現に監護する者として登録されたものをいう。)の請求に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が現物給付を実施する埼玉県内の医

療機関等で医療を受けた場合には、当該医療機関等の請求に基づき、一部負担金等を受給者に代わつて当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があつたときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費の支給があつたものとみなす。

(平10条例22・平17条例28・平18条例34・一部改正、平30条例39・旧第8条繰下、令2条例50・令4条例28・一部改正)

(届出の義務)

第10条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があつたときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

2 受給資格登録者は、規則で定めるところにより、所得の状況を届け出なければならない。

(平30条例39・旧第9条繰下・一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(平30条例39・旧第10条繰下)

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、医療費の支給事由が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費の額に相当する額を返還させることができる。

(平18条例7・追加、平30条例39・旧第11条繰下)

(支給費の返還)

第13条 市長は、偽りその他の不正の手段により医療費の支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からこの条例により既に支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(平18条例7・旧第11条繰下、平30条例39・旧第12条繰下)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例7・旧第12条線下、平30条例39・旧第13条線下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和58年2月1日以後の65歳以上の者の一部負担金に係る医療費の支給について適用する。
- 2 新座市重度心身障害者（児）等の医療費の助成に関する条例（昭和49年新座市条例第17号）は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、現に旧新座市重度心身障害者（児）等の医療費の助成に関する条例の規定により支給資格を有すると認定されている者については、第6条の規定により市長の認定を受けた者とみなす。
- 4 第3条第1項第8号に規定する対象者で、受給者証の交付を受けているものは、平成20年4月1日に後期高齢者医療の被保険者となつたことにより、同号に規定する対象者でないこととなつた場合においても、現に入院等をしている病院等から退院等をするまでの間は、同号に規定する対象者とみなす。

(平20条例17・追加)

- 5 第3条第2項第4号の規定は、平成27年1月1日以後に重度心身障がい者となつた者について適用する。

(平26条例38・追加)

附 則（昭和59年条例第24号）

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（平成10年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の新座市老人の医療費の支給に関する条例、第2条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例、第3条の規定による改正後の新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例及び第4条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成17年条例第28号）

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中新座市乳幼児医療費支給条例第3条第1項第3号の改正規定及び同条例中第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に1条

を加える改正規定、第2条中新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例第2条の改正規定（「、1歳以上の者で」を削る部分、「一」を「いずれか」に改める部分及び同条第2号中「定める」の次に「（A）」、「」を加える部分に限る。）及び同条例第8条第3項の改正規定（「支払い」を「支払」に改める部分に限る。）並びに第3条中新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第3項及び第7条第2項第1号の改正規定 公布の日

(2) 第1条中新座市乳幼児医療費支給条例第3条第1項第4号の改正規定、第2条中新座市重度心身障害者医療費支給に関する条例の題名の改正規定、同条例第1条の改正規定、同条例第2条の改正規定（「、1歳以上の者で」を削る部分、「一」を「いずれか」に改める部分及び同条第2号中「定める」の次に「（A）」、「」を加える部分を除く。）及び同条例第3条の改正規定並びに第3条中新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第2条第1項及び第2項第3号の改正規定 平成17年4月1日

2 第1条の規定による改正後の新座市乳幼児医療費支給条例、第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例及び第3条の規定による改正後の新座市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費について適用し、同日前の診療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現に受給者である者に係る医療費の受給資格については、改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年条例第34号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第17号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第3条第2項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年条例第13号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第12号）抄

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に第3条の規定による改正前の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の規定により受給者証の交付を受けている者は、同条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第3条に規定する対象者でないこととなった場合においても、現に入所等をしている施設等から退所等をするまでの間は、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第1条（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条（新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第3条第1項第1号から第3号までの規定及び第5号中「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）及び第4条（新座市障がい者自立支援審査会の委員の定数を定める条例第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める部分を除く。）の規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第38号）

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第3条第2項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第45号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第8号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第39号）

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）第5条、第6条第2項、第7条及び第10条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る医療費の支給について適用し、同日前の申請に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例（次項において「旧条例」という。）の規定により受給者証の交付を受けている者については、この条例の施行の日から平成34年9月30日までの間は、新条例第5条及び第10条第2項の規定は、適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定により交付されている受給者証は、新条例第7条第1項の規定により交付された受給者証とみなす。

附 則（令和2年条例第50号）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第28号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中新座市こども医療費支給に関する条例第5条第2項の改正規定及び第2条中新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第9条第2項の改正規定は令和4年10月1日から、第3条中新座市ひとり親家庭等医療費支給条例第8条第2項の改正規定は令和5年1月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新座市こども医療費支給に関する条例第5条第2項の規定及び第2条の規定による改正後の新座市重度心身障がい者医療費支給に関する条例第9条第2項の規定は、令和4年10月1日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、

なお従前の例による。